

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日に土地、家屋、償却資産を所有している人がその固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

都市計画税は、市街化区域内に土地、家屋を所有している人に課税される税金です。

税率 固定資産税は、土地、家屋、償却資産の課税標準額の合計に1.4%の割合で課税されます。

都市計画税は、土地、家屋の課税標準額の合計に0.25%の割合で課税されます。

第1期納期限 4月30日(水)

※課税明細書は、納税通知書に同封し4月中旬に送付します。

●次に該当するときはご連絡ください。

- ・課税明細書の内訳と平成26年1月1日現在の資産状況が異なるとき（25年中に取り壊した家屋が記載されているなど）
- ・納付書の住所、氏名に誤りがあるとき
- ・そのほか、疑問に思うとき

問合せ 税務課固定資産税係

退職金づくりは 中退共・特退金で

特色 ①退職金制度を持つことが困難な中小企業でも大企業並みの退職金の支払いが可能です。②毎月定額の掛金で、将来支払うべき退職金を計画的に準備できます。③掛金は税法上損金または必要経費として全額非課税になります。④従業員の確保と定着化を図り、企業経営の発展に役立ちます。

制度	問合せ
中小企業退職金共済制度	勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部名古屋相談コーナー ☎052(856)8151
特定退職金共済制度	商工会議所 ☎(41)1100

補助制度 市では、中小企業の従業員の福祉増進および雇用の安定、そして中小企業の振興に寄与するために、上記の共済制度に新規に加入された事業所に対し、当初1年間の掛金の10%（中退共）、20%（特退金）を助成します。

問合せ 商工課労政観光係

市スポーツ推進計画策定委員会 市民委員募集

市では、市のスポーツ施策について総合的かつ計画的に推進していく「スポーツ推進計画」を策定します。幅広い視点から意見を集め、推進計画策定に反映させるため、公募による委員を募集します。

対象 次の要件をすべて満たす人

- ・スポーツ推進に関心があり、会議で積極的に意見を述べるができる人
- ・市内在住の20歳以上の人

募集人数 2人

※申込み多数の場合は抽せんです。

任期 委嘱した日から平成27年3月31日まで

会議 平日の19時～21時で7回程度開催予定

報酬 市の規定により支給

申込み スポーツ課に備え付けの申込書で4月15日(火)までに持参、郵送、FAX、Eメールで①住所②氏名③生年月日④性別⑤職業⑥電話番号⑦応募の動機⑧スポーツに関する活動歴をスポーツ課（〒447-0853 浜町2-3、☎48-5311、FAX42-8368、✉sports@city.hekinan.lg.jp）

ご利用ください

企業健康診断 補助金

企業の繁栄は、まず従業員の健康から

対象 市内の中小企業事業主

内容 労働安全衛生規則第44条に定められた定期健康診断の受診料補助

補助額

健康診断の受診項目が労働安全衛生規則第44条第1項に定められた項目全部の場合	受診者1人 当り1,500円
健康診断の受診項目が労働安全衛生規則第44条第2項の規定により省略されている場合	受診者1人 当り800円

※事業主の受診料は補助対象になりません。また、同一年度内に同じ従業員で2回以上の補助は受けられません。健康保険などから助成がある場合は対象になりません。

問合せ 商工課労政観光係